

山梨県公報

号外第八十三号

平成十九年

十二月二十六日

水曜日

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の施行期日を定める規則

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十三号)の施行期日は、平成二十年一月一日とする。

山梨県規則第五十七号

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県職員給料支給規則(昭和二十七年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「復帰した」を「復職した」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)第二条の規定により自己啓発等休業の承認(以下「自己啓発等休業の承認」という)を受け、又は自己啓発等休業の期間の終了により職務に復帰した場合

第四条第二項中「をされ」の下に「、自己啓発等休業の承認を受け」を加え、「職務に復職し、又は復帰した」を「復職し、又は職務に復帰した」に改める。

第五条中「復職し」の下に「、職務に復帰し」を、「をされ」の下に「、自己啓発等休業の承認を受け」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県規則第五十八号

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令
平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県職員給料支給規則(昭和二十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の施行期日を定める規則	一
山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則	一
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一
山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	七
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	八
企業局	八
山梨県企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程	八
教育委員会	九
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	九
人事委員会	九
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	九
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	〇
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一
地域手当に関する規則の一部を改正する規則	一
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	二
山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	二
その他	二
山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令	二

規則

山梨県規則第五十六号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

別表第一中

1級	
給料月額	
円	
120,200	
121,100	
122,000	
122,900	
123,900	
124,900	
125,900	
126,900	
127,700	
128,700	
129,700	
130,700	
131,500	
132,500	
133,500	

134,500
135,600
136,800
138,000
139,200
140,300
141,500
142,700
143,900
145,100
146,600
148,100
149,600
151,000
152,500
154,000
155,500
157,000
158,800
160,600
162,400

164,200
165,900
167,600
169,300
171,200
172,700
174,200
175,700
177,100
178,600
180,100
181,600
183,100
184,400
185,700
187,000
188,400
189,600
190,800
192,000
193,300
194,600

195,900	
197,200	
198,300	
199,600	
200,900	
202,200	
を	
1級	
給料月額	
円	
121,600	
122,500	
123,500	
124,400	
125,400	
126,400	
127,400	
128,400	
129,200	
130,200	
131,200	
132,300	

133,100
134,100
135,100
136,100
137,200
138,400
139,600
140,800
141,900
143,100
144,300
145,500
146,700
148,200
149,700
151,200
152,600
154,100
155,600
157,100
158,600
160,400

162,200
164,000
165,800
167,500
169,200
170,900
172,600
174,100
175,600
177,100
178,500
180,000
181,500
183,000
184,500
185,700
187,000
188,300
189,700
190,800
192,000
193,200

194,400
195,600
196,700
197,800
198,800
200,000
201,200
202,400

別表第四の一級の項中「七、〇〇〇円」を「七、一〇〇円」に改める。

に改める。

別表第六中

49	1
50	2
51	3
52	4
53	5
54	6
55	7
56	8
57	9
58	10
59	11
60	12

を

49	2
50	3
51	4
52	5
53	6
54	7
55	8
56	9
57	10
58	11
59	12
60	13

に

改める。

第二条 技能労務職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第五条の四中「職員」を「技能労務職員」に改め、同条を第五条の五とする。

第五条の三中「応じた額」の下に、「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額)」を加え、同条を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第五条の三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けて育児短時間勤務をしている技能労務職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた技能労務職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、育児短時間勤務(同条の規定による短時間勤務を含む。)をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、その者の一週間当たりの勤務時間を四十時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

第五条の五の次に次の二条を加える。

(任期付職員の給料月額)

第五条の六 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。)第四条又は第五条の規定により採用された技能労務職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、第三条に規定する給料表の任期付職員の欄に掲げる額とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第五条の七 育児休業法第十八条第一項又は任期付職員法第五条の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前条の規定にかかわらず、当該規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	121,600	194,800	247,700	279,700
	2	122,500	196,200	249,100	281,600
	3	123,500	197,600	250,500	283,500
	4	124,400	199,000	251,900	285,400
	5	125,400	200,500	253,100	287,300
	6	126,400	202,000	254,400	289,200
	7	127,400	203,500	255,700	291,100
	8	128,400	205,000	257,000	293,000
	9	129,200	206,500	258,100	294,700
	10	130,200	208,100	259,400	296,500
	11	131,200	209,700	260,700	298,300
	12	132,300	211,300	262,000	300,100
	13	133,100	212,700	263,100	301,700
	14	134,100	214,400	264,300	303,400
	15	135,100	216,100	265,500	305,100
	16	136,100	217,800	266,700	306,800
	17	137,200	219,300	267,900	308,400
	18	138,400	220,500	269,100	310,100
	19	139,600	221,700	270,300	311,800
	20	140,800	222,900	271,500	313,500
	21	141,900	224,200	272,500	315,000
	22	143,100	225,800	273,600	316,500
	23	144,300	227,400	274,700	318,000
	24	145,500	229,000	275,800	319,500
	25	146,700	230,700	276,900	321,100
	26	148,200	232,200	278,000	322,600
	27	149,700	233,700	279,100	324,100
	28	151,200	235,200	280,200	325,600
	29	152,600	236,600	281,300	327,200
	30	154,100	238,000	282,400	328,500
	31	155,600	239,400	283,500	329,800
	32	157,100	240,800	284,600	331,100
	33	158,600	242,100	285,500	332,400
	34	160,400	243,500	286,600	333,700
	35	162,200	244,900	287,700	335,000
	36	164,000	246,300	288,800	336,300
	37	165,800	247,600	289,700	337,600
	38	167,500	249,000	290,700	338,900
	39	169,200	250,400	291,700	340,200
	40	170,900	251,800	292,700	341,500
	41	172,600	253,000	293,600	342,700
	42	174,100	254,300	294,600	343,900

	43	175,600	255,600	295,600	345,100
	44	177,100	256,900	296,600	346,300
	45	178,500	258,000	297,400	352,800
	46	180,000	259,200	298,300	354,400
	47	181,500	260,400	299,200	356,000
	48	183,000	261,600	300,100	357,600
	49	184,500	262,900	301,000	359,300
	50	185,700	264,100	301,900	360,500
	51	187,000	265,300	302,800	361,700
	52	188,300	266,500	303,700	362,900
	53	189,700	267,600	304,500	363,900
	54	190,800	268,800	305,300	365,000
	55	192,000	270,000	306,100	366,100
	56	193,200	271,200	306,900	367,200
	57	194,400	272,200	307,700	368,100
	58	195,600	273,300	308,500	368,800
	59	196,700	274,400	309,300	369,500
	60	197,800	275,500	310,100	370,200
	61	198,800	276,600	310,700	370,800
	62	200,000	277,700	311,400	371,500
	63	201,200	278,800	312,100	372,200
	64	202,400	279,900	312,800	372,900
	65	203,600	281,000	313,500	373,400
	66	204,900	281,900	314,100	374,100
	67	206,200	282,800	314,700	374,800
	68	207,500	283,700	315,300	375,500
	69	208,800	284,600	316,000	376,000
	70	210,100	285,400	316,500	376,700
	71	211,400	286,200	317,000	377,400
	72	212,700	287,000	317,500	378,100
	73	213,800	287,900	317,800	378,600
	74	215,200	288,700	318,300	379,300
	75	216,600	289,500	318,800	380,000
	76	218,000	290,300	319,300	380,700
	77	219,200	291,100	319,600	381,200
	78	220,500	291,700	320,000	381,800
	79	221,800	292,300	320,400	382,400
	80	223,100	292,900	320,800	383,000
	81	224,200	293,400	321,300	383,700
	82	225,400	294,000	321,700	384,300
	83	226,600	294,600	322,100	384,900
	84	227,800	295,200	322,500	385,500
	85	229,000	295,700	322,900	386,200
	86	230,200	296,300	323,300	386,800
	87	231,400	296,900	323,700	387,400
	88	232,600	297,500	324,100	388,000
	89	233,800	297,900	324,400	388,700
	90	235,000	298,400	324,800	389,300
	91	236,200	298,900	325,200	389,900
	92	237,400	299,400	325,600	390,500

再任
用職
員及
び任
期付
職員
以外
の職
員

93	238,600	299,900	325,900	391,200
94	239,600	300,400	326,300	
95	240,600	300,900	326,700	
96	241,600	301,400	327,100	
97	242,700	301,800	327,400	
98	243,700	302,300	327,800	
99	244,700	302,800	328,200	
100	245,700	303,300	328,600	
101	246,700	303,700	328,900	
102	247,600	304,100		
103	248,500	304,500		
104	249,400	304,900		
105	250,400	305,300		
106	251,200	305,700		
107	252,000	306,100		
108	252,800	306,500		
109	253,600	306,900		
110	254,200	307,300		
111	254,800	307,700		
112	255,400	308,100		
113	255,900	308,400		
114	256,400	308,800		
115	256,900	309,200		
116	257,400	309,600		
117	258,000	309,900		
118	258,500	310,300		
119	259,000	310,700		
120	259,500	311,100		
121	259,900	311,400		
122	260,200	311,800		
123	260,500	312,200		
124	260,800	312,600		
125	261,200	312,800		
126	261,600	313,200		
127	262,000	313,600		
128	262,400	314,000		
129	262,600	314,200		
130	263,000	314,600		
131	263,400	315,000		
132	263,800	315,400		
133	264,200	315,600		
134	264,600			
135	265,000			
136	265,400			
137	265,600			
138	265,900			
139	266,200			
140	266,500			
141	266,900			
142	267,200			

143	267,500			
144	267,800			
145	268,100			
146	268,400			
147	268,700			
148	269,000			
149	269,300			
150	269,600			
151	269,900			
152	270,200			
153	270,500			
154	270,800			
155	271,100			
156	271,400			
157	271,700			
158	272,000			
159	272,300			
160	272,600			
161	272,800			
162	273,100			
163	273,400			
164	273,700			
165	273,800			
166	274,100			
167	274,400			
168	274,700			
169	274,800			
170	275,100			
171	275,400			
172	275,700			
173	275,800			
174	276,100			
175	276,400			
176	276,700			
177	276,800			
再任用職員	201,500	226,400	247,700	279,600
任期付職員	125,400			

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成十九年四月一日からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の技能労務職員の給与に関する規則(次項及び附則第五項において「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、知事が定める技能労務職員の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給は、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第二十九号)の適用を受ける職員の例による。

(昭和二十七年山梨県条例第二十九号)の適用を受ける職員の例による。

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、山梨県職員給与条例の適用を受ける職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

山梨県規則第五十九号

山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
(山梨県行政組織規則の一部改正)

第一条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように

改正する。

別表第一の一の表森林環境部の部森林整備課の項中第十二号を第十三号とし、第十四号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 土砂の埋立て等の適正化に関すること。

別表第六林務環境事務所の項中第四十六号を第四十七号とし、第二十三号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 土砂の埋立て等の適正化に関すること。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表森林整備課の項に次の一号を加える。

十 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十三号)の施行に関する事務	1 第六条の規定による土砂の埋立て等の許可					林務環境事務所長
	2 第九条第三項の規定による市町村長の意見の聴取					林務環境事務所長
	3 第十条第一項の規定による土砂の埋立て等の変更の許可					
	4 第十五条第二項の規定による確認					林務環境事務所長
	5 第十五条第三項の規定による土砂の埋立て等の完了又は廃止の届出をした者に対する措置命令					
	6 第十七条第一項の規定による譲受けの許可					
	7 第十八条第一項の規定による許可を受けて土砂の埋立て等を行った者に対する停止命令及び措置命令					

8	第十八条第二項の規定による無許可で土砂の埋立て等を行った者に対する停止命令及び措置命令			
9	第十九条第一項の規定による許可の取消し			
10	第十九条第二項の規定による許可の取消しを受けた者に対する措置命令			
11	第二十条の規定による土砂の埋立て等を行った者に対する報告の徴収			
12	第二十一条第一項の規定による土砂の埋立て等を行った者に対する立入検査			

附則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

山梨県規則第六十号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理條例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理條例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理條例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理條例施行規則(平成七年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「(5) 前3条の規定に違反したとき。」を「(5) 前3条の規定に違反したとき、(6) 暴力団員で

定に違反したとき。に改める。

あることが判明したとき(同居している者が該当する場合を含む。)。」

(山梨県営住宅設置及び管理條例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県営住宅設置及び管理條例施行規則(平成九年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第二十六条中「第五十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第三号様式中「(7) 高額所得者として認定されたとき。」を「(7) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)。」(8) 高額所得者として認定されたとき。」に改める。

住宅」を「(9) 住宅」に、「第6号」を「第7号」に、「前項第7号及び第8号」を「同項第8号又は第9号」に、「乙は、前項第1号」を「乙は、同項第1号」に、「第5号まで」を「第5号まで又は第7号」に、「第1項第7号及び第8号」を「第1項第8号又は第9号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

山梨県公営企業管理者 望 月 三千雄

山梨県企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与の特例に関する規程(平成十七年山梨県企業局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)」を「平成二十年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

附則

この規程は、平成二十年一月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十四号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

山梨県教育委員会

委員長 輿石 順一

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則(昭和三十四年教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表及び第三項中、「第七十五条第二項及び第三項」を「第八十一条第二項及び第三項」に改める。

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第四十五条の二」を「第五十五条」に改める。

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第三条 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(入学資格)

第十三条 幼稚部に入学することができる者は、満三歳から小学部就学の始期に達するまでの者とする。

2 小学部に入学することのできる者は、満六歳に達した者とする。

3 中学部に入学することのできる者は、小学部若しくは小学校を卒業した者又はこれに準ずる者とする。

4 高等部(専攻科を除く。)に入学することのできる者は、中学部若しくは中学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者又は校長が中学校を卒業した者と同等の学力があると認めたと認めた者とする。

5 高等部の専攻科に入学することのできる者は、高等部若しくは高等学校を卒業し

た者又は校長が高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めたと認めた者とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 淺井 和夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項第一号中「四千元」を「五千元」に改める。

別表第四大学卒の項第四号1中「第五十三条ただし書」を「第八十五条ただし書」に改める。

別表第八の二イの表中

34	34	35	36	37	37	38	38	39	39	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を「

33	34	34	34	35	35	35	36	36	36	37
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」に改める。

37	38	38	39	39	40	40	41
----	----	----	----	----	----	----	----

別表第八の二ハの表中

42	42	43	43	44	44	45	45	46	46	47
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」を「

41	42	42	43	43	44	44	45	45	46	46
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」に改める。

別表第八の二ホの表中

30	31	32	33	34	34	35	35	36	36	37
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を「

29	30	30	31	31	32	32	33	33	34	34
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」

49	50	50	51	51	52
----	----	----	----	----	----

35	35	36	37	38	39	40	41	41	42	43	43	44	44	45	45	46			
46	47	47	48	48	49	50	51	に改める。											

別表第八の二の表中

30	31	32	33	34	34	35	35	36	36	37	37
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

29	30	30	31	31	32	32	33	33	34	34	35
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

35	36	36	37	38	39
----	----	----	----	----	----

に改める。

別表第十一の表中「6,100円」を「6,200円」に改める。

別表第十三の表中「79,700円」を「84,100円」に、「70,800円」を「75,200円」に、「66,500円」を「70,600円」に、「58,200円」を「62,300円」に、「49,900円」を「54,000円」に、「41,600円」を「45,700円」に改める。

別表第十三の表中「99,100円」を「104,600円」に、「88,100円」を「93,600円」に、「77,100円」を「82,600円」に、「92,500円」を「97,600円」に、「82,200円」を「87,400円」に、「71,900円」を「77,100円」に、「61,700円」を「66,800円」に改める。

別表第十三の表中「61,300円」を「65,700円」に、「58,200円」を「62,300円」に、「49,900円」を「54,000円」に、「41,600円」を「45,700円」に改める。

別表第十三の表中「69,300円」を「73,700円」に、「60,700円」を「65,000円」に、「52,000円」を「56,300円」に、「43,300円」を「47,700円」に改める。

別表第十三の表中「82,800円」を「87,900円」に、「71,700円」を「76,100円」に、「62,700円」を「67,200円」に、「53,700円」を「58,200円」に、「44,800円」を「49,300円」に、「48,700円」を「52,800円」に、「40,600円」を「44,700円」に改める。

別表第十四の表中「65,600円」を「69,300円」に、「58,300円」を「62,000円」に、「51,400円」を「54,600円」に、「45,000円」を「48,200円」に、「38,500円」を「41,700円」に、「32,100円」を「35,300円」に改める。

別表第十四の表中「83,500円」を「88,100円」に、「74,200円」を「78,800円」に、「64,900円」を「69,600円」に、「70,300円」を「74,200円」に、「62,500円」を「66,400円」に、「54,700円」を「58,600円」に、「46,900円」を「50,800円」に改める。

別表第十四の表中「52,200円」を「56,000円」に、「46,100円」を「49,400円」に、「39,500円」を「42,800円」に、「32,900円」を「36,200円」に改める。

別表第十四の四の表中「53,200円」を「56,600円」に、「46,600円」を「49,900円」に、「39,900円」を「43,300円」に、「33,300円」を「36,600円」に改める。

別表第十四の五の表中「62,900円」を「66,900円」に、「53,300円」を「56,600円」に、「46,600円」を「49,900円」に、「39,900円」を「43,300円」に、「33,300円」を「36,600円」に、「34,700円」を「37,500円」に、「28,900円」を「31,800円」に改める。

附則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十七条の二、別表第十三及び別表第十四の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十年一月一日から施行する。
- この規則による改正後の山梨県職員給与に関する規則別表第八の二及び別表第十の規定は、平成十九年四月一日から適用する。(経過措置)

3 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第三号)附則第二項の規定については、同項中「この規則」とあるのは「山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第十九号)」と読み替えて適用する。

山梨県人事委員会規則第二十号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する。
第三十六条の二第二項第一号ニ中「四十円」を「五十円」に改める。

別表第四の二の表中

34	34	35	35	36	36	37	37	38	38	39
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

33	34	34	34	35	35	36	36	36	37	37	38	38
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

39	39
----	----

に改める。

別表第四の二の表中「

30	31	32	33	33	34	34	35	35	36
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」を「

29

」

30 30 31 31 32 32 33 34 35 42 43 44 45 46 46 47

47 48 48 49 49 49 50 50 50 51 51 51 52 41 42 42 43

43 44 44 45 45 46 46 47 47 48 48 49 49 50 50 51 51 に改

める。

別表第四の二の表中「

46	46	47	47	48	48	49	49	50	50	50	50	51
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」

51 51 52 を「

45	46	46	47	47	47	47	48	48	49	49	49	50	50	50
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」

51 51 に改める。

別表第六 小学校 中学校の項中「第七十五条」を「第八十一条」に改める。

別表第七の三の表中「74,800円」を「80,200円」に、「64,100円」を「69,500円」に改める。

別表第七の三の表中「72,800円」を「77,400円」に、「63,700円」を「68,300円」に、「54,600円」を「59,200円」に、「52,900円」を「57,300円」に、「44,100円」を「48,500円」に改める。

別表第七の三の表中「70,600円」を「74,500円」に、「61,800円」を「65,800円」に、「52,900円」を「57,000円」に、「52,500円」を「56,900円」に、「43,700円」を「48,100円」に改める。

別表第七の四の表中「57,300円」を「61,400円」に、「49,100円」を「53,200円」に改める。

別表第七の四の表中「68,000円」を「72,200円」に、「59,500円」を「63,700円」に、「51,000円」を「55,200円」に、「40,600円」を「44,000円」に、「33,800円」を「37,200円」に改める。

別表第七の四の三の表中「66,300円」を「70,500円」に、「58,000円」を「62,200円」に、「49,800円」を「53,900円」に、「39,800円」を「43,100円」に、「33,100円」を「36,400円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十六条の二、別表第七の三及び別表第七の四の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則別表第四の二の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第四号)附則第二項の規定については、同項中「この規則」とあるのは「山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第二十号)」と読み替えて適用する。

山梨県人事委員会規則第二十一号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第七の三の表中「81,800円」を「86,300円」に、「72,700円」を「77,200円」に、「71,500円」を「76,000円」に、「62,600円」を「67,100円」に改める。

別表第七の三の表中「69,500円」を「73,400円」に、「61,800円」を「65,700円」に、「56,000円」を「59,400円」に、「49,000円」を「52,500円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第五号)附則第二項の規定については、同項中「この規則」とあるのは「山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第二十一号)」と読み替えて適用する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十一・九五」を「百分の十二」に改める。

附則別表中「百分の十三・九五」を「百分の十四・五」に、「百分の十一・九五」を「百分の十二」に、「百分の七・九五」を「百分の八・五」に、「百分の四・九五」を「百分の五」に、「百分の三・九五」を「百分の四・五」に、「百分の〇・九五」を「百分の一・五」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の八十六以上百分の百四十五以下」を「百分の九十一以上百分の百五十以下」に、「百分の百一以上百分の百八十五以下」を「百分の百十六以上百分の百九十以下」に改め、同項第二号中「百分の七十八・五以上百分の八十六未満」を「百分の八十三・五以上百分の九十一未満」に、「百分の百一以上百分の百一未満」を「百分の百六以上百分の百十六未満」に改め、同項第三号中「百分の七十一」を「百分の七十六」に、「百分の九十一」を「百分の九十六」に改め、同項第四号中「百分の七十一未満」を「百分の七十六未満」に、「百分の九十一未満」を「百分の九十六未満」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成十九年十二月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成十九年十二月における勤勉手当の成績率は、新規則第十三条第一項の規定にかかわらず、この規則による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により決定された成績率に百分の五を加えたものとする。

山梨県人事委員会規則第二十四号

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第五条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整については、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）第二十三条の二、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）第二十条の二及び山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）第十九条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会議務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

山梨県議会議長 内 田 健

山梨県議会議務局規程の一部を改正する訓令

山梨県議会議務局規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中ヨを削り、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネを
ツとし、ナをネとし、ラをナとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番